

# 令和5年さいたま市議会12月（11月繰上げ）定例会提出議案一覧

合計78件（専決処分報告議案1件・予算議案7件・条例議案18件・一般議案45件・道路議案2件・人事議案5件）

## 《専決処分報告議案》

### 議案第184号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（訴えの提起について）

（所管課所・教育委員会事務局学校教育部教職員人事課）

さいたま地方裁判所より判決があった損害賠償請求事件について、敗訴部分の取消し等を求め、東京高等裁判所に控訴期間内に控訴するため、令和5年11月7日付けをもって専決処分したものを。

（内容）

- ・ 控訴の趣旨
  - (1) 原判決中控訴人敗訴部分の取消しを求めるもの。
  - (2) 被控訴人らの(1)の取消しに係る部分の請求の棄却を求めるもの。
  - (3) 被控訴人らに対し、第1審及び第2審の訴訟費用の負担を求めるもの。

## 《予算議案》

議案第185号 令和5年度さいたま市一般会計補正予算（第6号）

議案第186号 令和5年度さいたま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

議案第187号 令和5年度さいたま市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

議案第188号 令和5年度さいたま市食肉中央卸売市場及びと畜場事業特別会計補正予算（第1号）

議案第189号 令和5年度さいたま市大宮駅西口都市改造事業特別会計補正予算（第1号）

議案第190号 令和5年度さいたま市病院事業会計補正予算（第1号）

議案第191号 令和5年度さいたま市下水道事業会計補正予算（第2号）

## 《条例議案》

### 議案第192号 さいたま市町名町界審議会条例の制定について

（所管課所・市民局区政推進部）

本市の町の名称の変更、町の区域の新設、変更及び廃止等に関し審議する附属機関を設置するもの。

（内容）

- 1 設置
  - ・ 市長の諮問に応じ、本市の町の名称の変更、町の区域の新設、変更及び廃止等に関し必要な事項を審議するため、さいたま市町名町界審議会を設置することとするもの。
- 2 所掌事務
  - ・ 審議会は、町の名称の変更、町の区域の新設、変更及び廃止、住居表示の実施について、審議することとするもの。
- 3 組織
  - (1) 審議会は、委員20人以内をもって組織することとするもの。
  - (2) 委員は、学識経験を有する者、地縁による団体の代表者及び関係行政機関又は市内の

公共的団体の代表者のうちから、市長が委嘱することとするもの。

4 任期

- (1) 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げないこととするもの。
- (2) 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とするもの。

5 臨時委員

- ・ 審議会に、特別の事項を審議させるため、臨時委員若干人を置くことができることとするもの。

(施行期日) 令和6年4月1日

**議案第193号 さいたま市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

(所管課所・都市戦略本部デジタル改革推進部)

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行を踏まえ、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 個人番号利用事務及び特定個人情報の追加
- ・ 個人番号利用事務に森林環境税の賦課徴収又は調査に関する事務を追加するとともに、庁内において情報連携を行っている特定個人情報のうち地方税に関する情報について、森林環境税に関する情報も併せて情報連携ができるよう追加するもの。

(施行期日) 令和6年1月1日

**議案第194号 さいたま市議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

(所管課所・総務局人事部職員課)

さいたま市特別職報酬等審議会からの答申を踏まえ、市議会議員の議員報酬月額及び期末手当の支給月数を引き上げるため、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 市議会議員の期末手当の年間支給月数の引上げ

- ・ 期末手当の年間支給月数を0.10月分引き上げ、3.40月分（現行3.30月分）とするもの。

2 市議会議員の議員報酬月額の引上げ

- ・ 議員報酬月額を、次のように引き上げるもの。

	現行	改定後
議長	97万7,000円	99万2,000円
副議長	87万3,000円	88万6,000円
議員	80万7,000円	81万9,000円

3 適用

- ・ 1については、令和5年12月支給分から適用するもの。

(施行期日) 1については公布の日等、2については令和6年4月1日

議案第195号 さいたま市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・総務局人事部職員課)

さいたま市特別職報酬等審議会からの答申を踏まえ、市長等の給料月額及び期末手当の支給月数を引き上げるため、所要の改正を行うもの。

(内容)

- 1 市長等の期末手当の年間支給月数の引上げ
  - ・ 期末手当の年間支給月数を0.10月分引き上げ、3.40月分(現行3.30月分)とするもの。
- 2 市長等の給料月額の引上げ
  - ・ 給料月額を、次のように引き上げるもの。

	現行	改定後
市長	121万円	122万9,000円
副市長	95万1,000円	96万6,000円
水道事業管理者	79万7,000円	80万9,000円
教育長	79万2,000円	80万4,000円
常勤の監査委員	60万8,000円	61万7,000円
特別職の秘書	46万7,000円	47万4,000円

- 3 適用

- ・ 1については、令和5年12月支給分から適用するもの

(施行期日) 1については公布の日等、2については令和6年4月1日

議案第196号 さいたま市市長等の給与の特例に関する条例の制定について

(所管課所・総務局人事部職員課)

現下の厳しい社会経済情勢等を踏まえ、市長等の給料月額を据え置くこととする特例を定めるもの。

(内容)

- ・ 市長等の給料の特例
- ・ 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間、市長、副市長、水道事業管理者、教育長、常勤の監査委員及び特別職の秘書の給料月額を次のとおりとするもの。

	給料月額
市長	121万円
副市長	95万1,000円
水道事業管理者	79万7,000円
教育長	79万2,000円
常勤の監査委員	60万8,000円
特別職の秘書	46万7,000円

(施行期日) 令和6年4月1日

議案第197号 さいたま市職員の給与に関する条例及びさいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・総務局人事部職員課)

令和5年の市人事委員会からの給与等に関する報告及び勧告を踏まえ、一般職の職員の給与を改定するため、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 初任給調整手当の引上げ

- ・ 初任給調整手当の支給限度額を月額30万8,600円から月額30万9,200円に引き上げるもの。

2 期末手当及び勤勉手当の年間支給月数の引上げ

- (1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数をそれぞれ0.05月分引き上げ、期末手当及び勤勉手当を合わせて4.50月分（現行4.40月分）とするもの。
- (2) 定年前再任用短時間勤務職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数をそれぞれ0.025月分引き上げ、期末手当及び勤勉手当を合わせて2.35月分（現行2.30月分）とするもの。
- (3) 特定任期付職員の期末手当の年間支給月数を0.10月分引き上げ、3.40月分（現行3.30月分）とするもの。

3 給料表の改定

- ・ 給料月額の上上げを行うため、給料表の改定を行うもの。

4 適用

- ・ 1及び3については令和5年4月1日から、2については同年12月1日から適用するもの。

(施行期日) 公布の日等

**議案第198号 さいたま市消防関係事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について**

(所管課所・消防局予防部査察指導課)

高圧ガス保安法の一部改正を踏まえ、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 手数料の改正
- ・ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律による貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査について、認定高度保安実施者による完成検査が行われたものに係る手数料を、5,800円に貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額とするもの。

(施行期日) 公布の日

**議案第199号 さいたま市教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

(所管課所・教育委員会事務局学校教育部教職員給与課)

令和5年の市人事委員会からの給与等に関する報告及び勧告を踏まえ、教職員の給与を改定するため、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 給料表の改定及び適用
- ・ 教職員の給料月額の上上げを行うため、給料表の改定を行い、令和5年4月1日から適用するもの。

(施行期日) 公布の日

## 議案第200号 さいたま市保育所条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・子ども未来局子育て未来部保育課)

さいたま市立領家保育園の中規模修繕工事の完了に伴い、仮設園舎から新園舎（従前の場所）に移転するため、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 位置の改正
  - ・ さいたま市立領家保育園の位置について、「領家7丁目2番30号」を「領家7丁目14番16号」に改めるもの。

(施行期日) 令和6年2月13日

## 議案第201号 さいたま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・福祉局生活福祉部国保年金課)

地方税法及び地方税法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 産前産後期間における国民健康保険税の軽減措置の導入等
- ・ 納税義務者の世帯に属する出産予定又は出産した被保険者に係る所得割額及び被保険者均等割額を減額するとともに、その他規定の整備を行うもの。

(施行期日) 令和6年1月1日等

## 議案第202号 さいたま市再生資源物の屋外保管に関する条例の制定について

(所管課所・環境局資源循環推進部産業廃棄物指導課)

屋外に保管された再生資源物の不適切な保管による火災・延焼その他の事故等を防止するとともに、当該保管に伴う騒音、振動等の発生を防止し、又は軽減し、もって市民生活の安全の確保及び生活環境の保全に寄与するため、新たに条例を制定するもの。

(内容)

- 1 許可を必要とする屋外保管事業場の設置に係る事前手続
  - ・ 一定の規模以上の屋外保管事業場を設置するための許可の申請に係る事前手続として、市長との事前協議及び周辺住民等への説明会の開催等を義務付けることとするもの。
- 2 屋外保管事業場の設置の許可等
  - ・ 一定の規模以上の屋外保管事業場の設置について許可を受けなければならないこととし、その許可に係る屋外保管事業場の立地に関する基準、構造に関する基準等について定めることとするもの。
- 3 屋外保管許可事業者に対する勧告、命令及び許可の取消し
  - ・ 許可を受けた者がこの条例の規定に違反した場合における勧告、命令及び許可の取消しについて定めることとするもの。
- 4 屋外保管事業場の保管基準
  - ・ 屋外保管事業者が遵守しなければならない屋外保管事業場の保管基準を定めることとするもの。
- 5 報告の徴収及び立入検査
  - ・ 市長は、再生資源物の屋外保管に関し、屋外保管事業者等に対し必要な報告を求め、又はその職員に立入検査をさせることができることとするもの。
- 6 許可を要しない屋外保管事業者に対する勧告及び命令

- ・ 許可を要しない屋外保管事業者が、保管基準に違反した場合における勧告及び命令について定めることとするもの。

#### 7 公表

- ・ 屋外保管事業者が正当な理由なく命令に従わなかった場合に、その者の氏名、住所等を公表することができることとするもの。

#### 8 手数料

- ・ 許可等の申請に係る手数料を定めることとするもの。

#### 9 罰則

- ・ 許可を受けずに一定の規模以上の屋外保管事業場を設置した者、不正の手段により許可等を受けた者等に対し、懲役又は罰金に処することとするもの。

#### 10 経過措置

- (1) この条例の施行の際現に存する屋外保管事業場は、この条例の施行の日に設置されたものとみなし、立地に関する基準及び一部の構造に関する基準等は適用しないこととするもの。
- (2) (1)の屋外保管事業場については、この条例の施行の日から起算して6月を経過する日までの間は、保管基準等は適用しないこととするもの。
- (3) (1)の屋外保管事業場のうち一定の規模以上の屋外保管事業場の設置者は、この条例の施行の日から起算して6月を経過する日までの間に規則で定める事項を市長に届け出なければならないこととし、当該届出をした場合は、許可を受けたものとみなされることとするもの。

(施行期日) 令和6年2月1日(9については、同年8月1日)

### 議案第203号 さいたま市空き家等対策協議会条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・環境局環境共生部環境総務課)

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 規定の整備
- ・ 条例で引用している空家等対策の推進に関する特別措置法の条項を整備するもの。

(施行期日) 公布の日

### 議案第204号 さいたま市営北与野駅北口地下駐車場条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・都市局都市計画部自転車まちづくり推進課)

機械式駐車場部分の老朽化に伴い、同駐車場部分を平置駐車場とするため、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 機械式駐車場の廃止
- ・ 機械式駐車場に係る規定を削るとともに、規定の整備を行うもの。

(施行期日) 令和6年1月4日

**議案第205号 さいたま市営桜木駐車場条例を廃止する条例の制定について**

(所管課所・都市局都心整備部東日本交流拠点整備課)

桜木駐車場用地活用事業の進捗に伴いさいたま市営桜木駐車場を廃止するため、条例を廃止するもの。

(施行期日) 令和6年4月1日

**議案第206号 さいたま市営桜木駐車場用地活用事業者選定委員会条例を廃止する条例の制定について**

(所管課所・都市局都心整備部東日本交流拠点整備課)

さいたま市営桜木駐車場用地活用事業者選定委員会が所掌する事務を終えたため、条例を廃止するもの。

(施行期日) 公布の日

**議案第207号 さいたま市女性自立支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の制定について**

(所管課所・市民局市民生活部人権政策・男女共同参画課)

社会福祉法の一部改正に伴い、新たに条例を制定するもの。

(内容)

1 人員に関する基準

- ・ 女性自立支援施設の人員の基準について、省令で定める基準と同様の基準を定めるもの。

2 設備に関する基準

- ・ 女性自立支援施設の設備の基準について、省令で定める基準と同様の基準を定めるもの。

3 運営に関する基準

- ・ 女性自立支援施設の運営の基準について、省令で定める基準と同様の基準を定めるもの。

4 さいたま市婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の廃止

- ・ 社会福祉法の規定により条例で設備等の基準を定めることとされている施設のうち、売春防止法に規定する婦人保護施設が削除されたため、さいたま市婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例を廃止するもの。

(施行期日) 令和6年4月1日

**議案第208号 さいたま市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について**

(所管課所・都市局みどり公園推進部都市公園課)

義務教育学校を設置するための用地として活用することに伴い、沼影公園を廃止するため、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 屋外プール及びアイススケート場の廃止

- ・ 沼影公園に係る規定のうち、屋外プール及びアイススケート場に係る部分を削るもの。

2 沼影公園の廃止

- ・ 沼影公園に係る規定を削るもの。

(施行期日) 1については令和6年4月1日、2については令和7年7月1日

**議案第209号** さいたま市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・建設局土木部土木総務課)

道路法施行令の一部改正を踏まえ、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 占用料の額の改定
- ・ 道路法施行令に定める国道に係る占用料の額の見直しを踏まえ、本市の占用料の額を改定するもの。

(施行期日) 令和6年4月1日

《一般議案》

**議案第210号** さいたま市総合振興計画基本計画の改定について

(所管課所・都市戦略本部都市経営戦略部)

さいたま市総合振興計画基本計画を改定するため、議決を求めるもの。

(内容)

- ・ 令和13年度を目途とする新庁舎整備等が、本市の都心地区の在り方や21世紀半ばを見据えた将来的な都市づくりの方向性に与える影響を踏まえて、以下の観点から総合振興計画基本計画を改定するもの。
  - (1) 2つの「都心」においては、緑や歴史文化資源との共生や、ユニバーサルデザインへの配慮なども図りながら、上質な生活都市を目指す本市を象徴する、誰にとっても居心地のよい都市空間の形成を目指す。
  - (2) 2つの「都心」がそれぞれの特徴や強みを生かすことで機能分担を図りながら、都心間の連携を強化することで、東日本の中核都市の顔となる魅力と活力を備えた拠点形成を図る。
  - (3) 広域的なネットワークの形成を支える都市軸の強化を図る観点から、核都市広域幹線道路や東西交通大宮ルートによる新たな東西連携軸の形成及び地下鉄7号線延伸の早期実現を目指す。

**議案第211号** 大宮体育館中規模修繕（建築）工事請負契約について

(所管課所・スポーツ文化局スポーツ部スポーツ振興課)

(内容)

- 1 契約の目的  
大宮体育館中規模修繕（建築）工事
- 2 契約の方法  
一般競争入札
- 3 契約金額  
10億33万3,400円
- 4 契約の相手方  
斎藤・共栄特定共同企業体



**議案第 2 1 2 号 大宮体育館中規模修繕（電気設備）工事請負契約について**  
（所管課所・スポーツ文化局スポーツ部スポーツ振興課）

（内容）

- 1 契約の目的  
大宮体育館中規模修繕（電気設備）工事
- 2 契約の方法  
一般競争入札
- 3 契約金額  
3億5,590万1,700円
- 4 契約の相手方  
埼玉電設株式会社

**議案第 2 1 3 号 大宮体育館中規模修繕（機械設備）工事請負契約について**  
（所管課所・スポーツ文化局スポーツ部スポーツ振興課）

（内容）

- 1 契約の目的  
大宮体育館中規模修繕（機械設備）工事
- 2 契約の方法  
一般競争入札
- 3 契約金額  
5億4,467万9,300円
- 4 契約の相手方  
茂田・ハギワラ特定共同企業体

**議案第 2 1 4 号 さいたま市大宮ふれあい福祉センター中規模修繕（建築）工事請負契約について**  
（所管課所・福祉局生活福祉部福祉総務課）

（内容）

- 1 契約の目的  
さいたま市大宮ふれあい福祉センター中規模修繕（建築）工事
- 2 契約の方法  
一般競争入札
- 3 契約金額  
5億668万3,100円
- 4 契約の相手方  
共栄・ハイシマ特定共同企業体

**議案第 2 1 5 号 さいたま市大宮ふれあい福祉センター中規模修繕（機械設備）工事請負契約について**  
（所管課所・福祉局生活福祉部福祉総務課）

（内容）

- 1 契約の目的

さいたま市大宮ふれあい福祉センター中規模修繕（機械設備）工事

- 2 契約の方法  
一般競争入札
- 3 契約金額  
3億5,150万2,800円
- 4 契約の相手方  
株式会社大クマ工業

#### 議案第216号 沼影公園解体工事請負契約について

（所管課所・都市局みどり公園推進部南部公園整備課）

（内容）

- 1 契約の目的  
沼影公園解体工事
- 2 契約の方法  
一般競争入札
- 3 契約金額  
8億7,560万円
- 4 契約の相手方  
ユーディケー・和光建設特定共同企業体

#### 議案第217号 議決事項の一部変更について（さいたま市立上落合小学校（2・3-1、-2・4-2・12棟）リフレッシュ改修（建築）工事請負契約）

（所管課所・教育委員会事務局管理部学校施設整備課）

令和4年12月（11月繰上げ）議会において議決を得たさいたま市立上落合小学校（2・3-1、-2・4-2・12棟）リフレッシュ改修（建築）工事請負契約について、工期内の賃金及び物価に急激な変動が生じたため、契約金額を変更することに関し議決を求めるもの。

（内容）

- 1 契約の相手方  
田中・スミダ特定共同企業体
- 2 変更内容

	契約金額
変更前	5億7,629万円
変更後	6億2,682万4,000円

#### 議案第218号 議決事項の一部変更について（さいたま市立三橋小学校（5-1、-2・6-1、-2・18・26棟）・公民館リフレッシュ改修（機械設備）工事請負契約）

（所管課所・教育委員会事務局管理部学校施設整備課）

令和5年6月議会において議決を得たさいたま市立三橋小学校（5-1、-2・6-1、-2・18・26棟）・公民館リフレッシュ改修（機械設備）工事請負契約について、公共工事設計労務単価が上昇したことに伴い、契約金額を変更することに関し議決を求めるもの。

(内容)

- 1 契約の相手方  
株式会社ケーアイ
- 2 変更内容

	契約金額
変更前	2億9,626万800円
変更後	3億1,609万3,800円

**議案第219号 議決事項の一部変更について（さいたま市立尾間木小学校（25-1、-2・38棟）リフレッシュ改修（建築）工事請負契約）**

（所管課所・教育委員会事務局管理部学校施設整備課）

令和5年2月議会において議決を得たさいたま市立尾間木小学校（25-1、-2・38棟）リフレッシュ改修（建築）工事請負契約について、公共工事設計労務単価が上昇したことに伴い、契約金額を変更することに関し議決を求めるもの。

(内容)

- 1 契約の相手方  
三ツ和・山一特定共同企業体
- 2 変更内容

	契約金額
変更前	5億4,890万円
変更後	5億8,478万2,000円

**議案第220号 議決事項の一部変更について（館岩少年自然の家中規模修繕（機械設備）工事請負契約）**

（所管課所・教育委員会事務局学校教育部館岩少年自然の家）

令和4年2月議会において議決を得た館岩少年自然の家中規模修繕（機械設備）工事請負契約（令和4年6月議会において議決を得て一部変更）について、空調の自動制御機能等の追加工事をするため、契約金額を変更することに関し議決を求めるもの。

(内容)

- 1 契約の相手方  
積田・八ッ橋特定共同企業体
- 2 変更内容

	契約金額
変更前	7億5,935万2,000円
変更後	7億8,383万8,000円

**議案第221号 損害賠償の額の決定について**

（所管課所・保健衛生局市立病院病院経営部病院総務課）

さいたま市立病院において、申立人が甲状腺の手術を受け、その後、窒息及び低酸素脳症となり重篤な後遺症を負ったことにより生じた損害賠償請求に対し、損害賠償の額を定めることについて、議決を求めるもの。

(内容)

- ・ 損害賠償額

9, 940万円

## 議案第222号 指定管理者の指定について（さいたま市立谷田放課後児童クラブ等）

（所管課所・子ども未来局子ども育成部子ども政策課）

さいたま市立谷田放課後児童クラブ等の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

### 1 管理を行わせる施設

所在地	名称
南区太田窪5丁目10番6号	さいたま市立谷田放課後児童クラブ
浦和区常盤9丁目30番9号	さいたま市立常盤放課後児童クラブ
南区南浦和1丁目18番3号	さいたま市立大谷場放課後児童クラブ
浦和区上木崎3丁目11番33号	さいたま市立上木崎放課後児童クラブ
浦和区仲町4丁目7番6号	さいたま市立仲町放課後児童クラブ
南区南本町1丁目18番13号	さいたま市立南浦和放課後児童クラブ
南区曲本4丁目7番6号	さいたま市立沼影放課後児童クラブ
南区辻6丁目3番28号	さいたま市立辻放課後児童クラブ
浦和区北浦和2丁目18番3号	さいたま市立北浦和放課後児童クラブ
浦和区領家4丁目20番1号	さいたま市立木崎放課後児童クラブ
南区大字太田窪2500番地1	さいたま市立善前放課後児童クラブ
浦和区本太4丁目3番39号	さいたま市立本太放課後児童クラブ
浦和区領家7丁目2番19号	さいたま市立針ヶ谷放課後児童クラブ
浦和区大東3丁目14番1号	さいたま市立大東放課後児童クラブ
南区文蔵4丁目19番3号	さいたま市立文蔵放課後児童クラブ
	さいたま市立文蔵児童センター
南区大字大谷口993番地16	さいたま市立大谷口放課後児童クラブ
南区別所2丁目15番6号	さいたま市立浦和別所放課後児童クラブ
	さいたま市立浦和別所児童センター
浦和区岸町4丁目1番29号	さいたま市立高砂放課後児童クラブ
南区大谷場2丁目13番54号	さいたま市立大谷場東放課後児童クラブ
南区鹿手袋4丁目1番12号	さいたま市立浦和大里放課後児童クラブ
浦和区東仲町28番15号	さいたま市立仲本児童センター
	さいたま市老人福祉センター仲本荘

### 2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 大宮区土手町1丁目213番地1
- (2) 名称 社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団
- (3) 代表者 理事長 荒井 康博

### 3 指定する期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

## 議案第223号 指定管理者の指定について（さいたま市立西浦和放課後児童クラブ等）

（所管課所・子ども未来局子ども育成部子ども政策課）

さいたま市立西浦和放課後児童クラブ等の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

1 管理を行わせる施設

所在地	名称
桜区田島2丁目16番7号	さいたま市立西浦和放課後児童クラブ
桜区大字大久保領家331番地	さいたま市立大久保東放課後児童クラブ
桜区南元宿1丁目11番1号	さいたま市立土合放課後児童クラブ
桜区栄和1丁目7番1号	さいたま市立栄和放課後児童クラブ
桜区田島10丁目7番14号	さいたま市立田島放課後児童クラブ
桜区新開2丁目18番1号	さいたま市立新開放課後児童クラブ
中央区本町東5丁目23番14号	さいたま市立与野八幡放課後児童クラブ
中央区新中里1丁目6番28号	さいたま市立大戸放課後児童クラブ
中央区本町東3丁目5番23号	さいたま市立与野本町放課後児童クラブ
中央区円阿弥4丁目3番7号	さいたま市立与野西北放課後児童クラブ
中央区上落合1丁目7番33号	さいたま市立下落合放課後児童クラブ
中央区上落合4丁目14番24号	さいたま市立上落合放課後児童クラブ
中央区大戸6丁目2番19号	さいたま市立与野南放課後児童クラブ さいたま市立大戸児童センター
桜区大字神田541番地1	さいたま市立神田放課後児童クラブ
桜区大字五関21番地	さいたま市立大久保放課後児童クラブ
桜区中島1丁目28番1号	さいたま市立中島放課後児童クラブ
中央区本町東5丁目17番25号	さいたま市立与野本町児童センター 与野本町老人憩いの家
中央区下落合7丁目11番9号	さいたま市立向原児童センター
桜区大字大久保領家131番地6	さいたま市立大久保東児童センター

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 大宮区土手町1丁目213番地1
- (2) 名称 社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団
- (3) 代表者 理事長 荒井 康博

3 指定する期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第224号 指定管理者の指定について（さいたま市立三室放課後児童クラブ等）

（所管課所・子ども未来局子ども育成部子ども政策課）

さいたま市立三室放課後児童クラブ等の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

1 管理を行わせる施設

所在地	名称
緑区松木1丁目4番地11	さいたま市立三室放課後児童クラブ
緑区大字中尾40番地1	さいたま市立中尾放課後児童クラブ
緑区原山1丁目22番20号	さいたま市立原山放課後児童クラブ
緑区東浦和6丁目13番地15	さいたま市立大牧放課後児童クラブ
緑区大字大門1361番地13	さいたま市立大門放課後児童クラブ
緑区道祖土1丁目1番1号	さいたま市立道祖土放課後児童クラブ
岩槻区大字岩槻6619番地	さいたま市立城北放課後児童クラブ
岩槻区仲町1丁目17番3号	さいたま市立太田放課後児童クラブ
岩槻区西原4番97号	さいたま市立西原放課後児童クラブ
岩槻区大字南下新井1191番地1	さいたま市立城南放課後児童クラブ
岩槻区本町5丁目6番45号	さいたま市立岩槻放課後児童クラブ

岩槻区大字慈恩寺 2 5 9 番地	さいたま市立慈恩寺放課後児童クラブ
岩槻区諏訪 2 丁目 6 番 1 号	さいたま市立東岩槻放課後児童クラブ
岩槻区大字黒谷 1 3 5 3 番地	さいたま市立和土放課後児童クラブ
岩槻区大字徳力 1 3 6 番地 4	さいたま市立徳力放課後児童クラブ
岩槻区大字柏崎 7 6 2 番地	さいたま市立柏崎放課後児童クラブ
岩槻区上里 2 丁目 2 番地	さいたま市立上里放課後児童クラブ
緑区大字上野田 1 6 番地	さいたま市立野田放課後児童クラブ
岩槻区本町 1 丁目 1 1 番 1 1 号	さいたま市立岩槻児童センター
緑区大字大間木 4 7 2 番地	さいたま市立尾間木児童センター

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 大宮区土手町 1 丁目 2 1 3 番地 1
- (2) 名 称 社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団
- (3) 代表者 理事長 荒井 康博

3 指定する期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで

**議案第 2 2 5 号 指定管理者の指定について（さいたま市立宮前放課後児童クラブ等）**

（所管課所・子ども未来局子ども育成部子ども政策課）

さいたま市立宮前放課後児童クラブ等の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

1 管理を行わせる施設

所 在 地	名 称
西区宮前町 4 4 3 番地	さいたま市立宮前放課後児童クラブ
見沼区大字東宮下 3 9 2 番地	さいたま市立七里放課後児童クラブ
西区大字佐知川 2 9 9 番地 1 6	さいたま市立佐知川放課後児童クラブ
大宮区三橋 2 丁目 5 9 番地	さいたま市立三橋放課後児童クラブ
	さいたま市立三橋児童センター
	三橋老人憩いの家
北区盆栽町 4 3 0 番地	さいたま市立植竹放課後児童クラブ
	さいたま市立植竹児童センター
大宮区天沼町 1 丁目 1 9 4 番地	さいたま市立天沼放課後児童クラブ
	さいたま市立天沼児童センター
	天沼老人憩いの家
北区宮原町 4 丁目 6 6 番地 1 3	さいたま市立宮原放課後児童クラブ
	さいたま市立宮原児童センター
	宮原老人憩いの家
西区大字中野林 1 7 4 番地 1	さいたま市立植水放課後児童クラブ
	さいたま市立植水児童センター
	植水老人憩いの家
北区本郷町 1 0 6 5 番地 3	さいたま市立本郷放課後児童クラブ
	さいたま市立本郷児童センター
	本郷老人憩いの家
見沼区大字東新井 7 1 0 番地 7 8	さいたま市立海老沼放課後児童クラブ
	さいたま市立片柳児童センター
	片柳老人憩いの家
見沼区春野 1 丁目 7 番 1 号	さいたま市立春野放課後児童クラブ
	さいたま市立春野児童センター

	春野老人憩いの家
見沼区東大宮7丁目5番地18	さいたま市立東大宮放課後児童クラブ
西区大字西遊馬533番地1	さいたま市立馬宮放課後児童クラブ
	さいたま市立馬宮児童センター
北区本郷町17番地7	さいたま市立大砂土放課後児童クラブ
西区大字中野林225番地3	さいたま市立植水第二放課後児童クラブ
見沼区大字東宮下215番地1	さいたま市立東宮下放課後児童クラブ
大宮区三橋2丁目259番地1	三橋老人憩いの家分館

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 大宮区土手町1丁目213番地1
- (2) 名称 社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団
- (3) 代表者 理事長 荒井 康博

3 指定する期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

**議案第226号 指定管理者の指定について（さいたま市営高砂第1自転車駐車場等）**

（所管課所・都市局都市計画部自転車まちづくり推進課）

さいたま市営高砂第1自転車駐車場等の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

1 管理を行わせる施設

所在地	名称
浦和区岸町4丁目213番地10	さいたま市営高砂第1自転車駐車場
浦和区高砂1丁目189番地1	さいたま市営高砂第2自転車駐車場
浦和区北浦和5丁目2番地1	さいたま市営北浦和自転車駐車場
南区沼影1丁目105番地1	さいたま市営武蔵浦和駅南自転車駐車場
南区别所7丁目1535番地	さいたま市営武蔵浦和駅東口地下自転車駐車場
南区别所7丁目21番1号	さいたま市営武蔵浦和駅西自転車等駐車場

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 東京都中央区日本橋小網町7番2号
- (2) 名称 サイカパーキング株式会社
- (3) 代表者 代表取締役 森井 清

3 指定する期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

**議案第227号 指定管理者の指定について（さいたま市営大栄橋錦町自転車駐車場等）**

（所管課所・都市局都市計画部自転車まちづくり推進課）

さいたま市営大栄橋錦町自転車駐車場等の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

1 管理を行わせる施設

所在地	名称
大宮区錦町682番地1	さいたま市営大栄橋錦町自転車駐車場
大宮区大門町3丁目2番地	さいたま市営大宮駅東口大門町自転車駐車場

大宮区錦町478番地6	さいたま市営大宮駅東口錦町自転車駐車場
大宮区桜木町1丁目7番地1	さいたま市営大宮駅西口桜木町自転車駐車場
大宮区桜木町1丁目185番地	さいたま市営大宮駅西口自転車駐車場
大宮区土手町3丁目162番地4	さいたま市営北大宮駅自転車駐車場
大宮区桜木町1丁目10番地19	さいたま市営シーノ大宮自転車駐車場
大宮区吉敷町4丁目269番地1	さいたま市営さいたま新都心駅東口自転車等 駐車場

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 大宮区錦町682番地2
- (2) 名称 一般財団法人さいたま市都市整備公社
- (3) 代表者 理事長 中島 圭一

3 指定する期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

**議案第228号 指定管理者の指定について（さいたま市営日進駅南口自転車駐車場等）**

（所管課所・都市局都市計画部自転車まちづくり推進課）

さいたま市営日進駅南口自転車駐車場等の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

1 管理を行わせる施設

所在地	名称
北区日進町2丁目1125番地22	さいたま市営日進駅南口自転車駐車場
北区宮原町3丁目824番地2	さいたま市営宮原駅東口自転車駐車場
北区土呂町1丁目6番地5	さいたま市営土呂駅西口自転車駐車場
見沼区東大宮5丁目61番地	さいたま市営東大宮駅東口自転車駐車場
北区日進町3丁目729番地	さいたま市営宮原駅西口自転車駐車場
西区大字宝来1649番地4	さいたま市営指扇駅南自転車駐車場
見沼区大和田町1丁目1387番地1	さいたま市営大和田駅南自転車駐車場

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 東京都品川区西五反田4丁目32番1号
- (2) 名称 日本コンピュータ・ダイナミクス株式会社
- (3) 代表者 代表取締役 下條 治

3 指定する期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

**議案第229号 指定管理者の指定について（さいたま市営南与野第1自転車駐車場等）**

（所管課所・都市局都市計画部自転車まちづくり推進課）

さいたま市営南与野第1自転車駐車場等の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

1 管理を行わせる施設

所在地	名称
中央区鈴谷2丁目1221番地	さいたま市営南与野第1自転車駐車場
中央区鈴谷1丁目513番地	さいたま市営南与野第2自転車駐車場
中央区本町東2丁目128番地	さいたま市営与野本町第1自転車駐車場



中央区本町東1丁目99番地	さいたま市営与野本町第2自転車駐車場
中央区大字下落合1055番地	さいたま市営与野駅西口臨時自転車駐車場
中央区新都心10番地	さいたま市営けやきひろば自転車駐車場

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 東京都品川区西五反田4丁目32番1号
- (2) 名称 日本コンピュータ・ダイナミクス株式会社
- (3) 代表者 代表取締役 下條 治

3 指定する期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

**議案第230号 指定管理者の指定について（さいたま市営武蔵浦和駅東駐車場）**

（所管課所・都市局都市計画部自転車まちづくり推進課）

さいたま市営武蔵浦和駅東駐車場の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

1 管理を行わせる施設

- (1) 所在地 南区别所7丁目2番1号
- (2) 名称 さいたま市営武蔵浦和駅東駐車場

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 東京都品川区西五反田2丁目20番4号
- (2) 名称 タイムズ24株式会社連合体
- (3) 代表者 タイムズ24株式会社 代表取締役社長 西川 光一

3 指定する期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

**議案第231号 指定管理者の指定について（さいたま市ホテル南郷）**

（所管課所・市民局市民生活部市民生活安全課）

さいたま市ホテル南郷の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

1 管理を行わせる施設

- (1) 所在地 福島県南会津郡南会津町界454番地
- (2) 名称 さいたま市ホテル南郷

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 福島県南会津郡南会津町田島字西番場甲361番地9
- (2) 名称 株式会社みなみあいづ
- (3) 代表者 代表取締役 佐藤 洋一

3 指定する期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

### 議案第232号 指定管理者の指定について（さいたま市新治ファミリーランド）

（所管課所・市民局市民生活部市民生活安全課）

さいたま市新治ファミリーランドの管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

- 1 管理を行わせる施設
  - (1) 所在地 群馬県利根郡みなかみ町相俣159番地1
  - (2) 名称 さいたま市新治ファミリーランド
- 2 指定管理者に指定する団体
  - (1) 所在地 大宮区桜木町2丁目292番地1
  - (2) 名称 首都圏建物サービス協同組合
  - (3) 代表者 代表理事 清雲 栄純
- 3 指定する期間  
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

### 議案第233号 指定管理者の指定について（さいたま市見沼ヘルシーランド）

（所管課所・市民局市民生活部市民生活安全課）

さいたま市見沼ヘルシーランドの管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

- 1 管理を行わせる施設
  - (1) 所在地 緑区大字大崎322番地1
  - (2) 名称 さいたま市見沼ヘルシーランド
- 2 指定管理者に指定する団体
  - (1) 所在地 中央区新都心11番地2さいたま新都心LAタワー30F
  - (2) 名称 クリーン工房・さいたま管理システム連合体
  - (3) 代表者 株式会社クリーン工房 代表取締役 川鍋 大二
- 3 指定する期間  
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

### 議案第234号 指定管理者の指定について（さいたま市大宮ソニック市民ホール）

（所管課所・市民局市民生活部市民生活安全課）

さいたま市大宮ソニック市民ホールの管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

- 1 管理を行わせる施設
  - (1) 所在地 大宮区桜木町1丁目7番地5
  - (2) 名称 さいたま市大宮ソニック市民ホール
- 2 指定管理者に指定する団体
  - (1) 所在地 大宮区桜木町1丁目7番地5
  - (2) 名称 公益財団法人埼玉県産業文化センター
  - (3) 代表者 理事長 加藤 喜久雄
- 3 指定する期間  
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

### 議案第235号 指定管理者の指定について（さいたま市産業文化センター）

（所管課所・経済局商工観光部経済政策課）

さいたま市産業文化センターの管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

- 1 管理を行わせる施設
  - (1) 所在地 中央区下落合5丁目4番3号
  - (2) 名称 さいたま市産業文化センター
- 2 指定管理者に指定する団体
  - (1) 所在地 大宮区浅間町2丁目244番地1
  - (2) 名称 毎日興業株式会社
  - (3) 代表者 代表取締役 田部井 良
- 3 指定する期間  
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

### 議案第236号 指定管理者の指定について（秋葉の森総合公園等）

（所管課所・都市局みどり公園推進部北部公園整備課）

秋葉の森総合公園等の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

- 1 管理を行わせる施設

所在地	名称
西区大字中釘1241番ほか	秋葉の森総合公園
西区内	秋葉の森総合公園周辺の無料公園
- 2 指定管理者に指定する団体
  - (1) 所在地 福岡県北九州市小倉北区大手町11番2号
  - (2) 名称 株式会社ワールドインテック
  - (3) 代表者 代表取締役 伊井田 栄吉
- 3 指定する期間  
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

### 議案第237号 指定管理者の指定について（三橋総合公園プール等）

（所管課所・都市局みどり公園推進部北部公園整備課）

三橋総合公園プール等の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

- 1 管理を行わせる施設

所在地	名称
西区三橋5丁目190番地	三橋総合公園プール
西区三橋6丁目1709番地3	三橋プール
- 2 指定管理者に指定する団体
  - (1) 所在地 中央区新都心11番地2さいたま新都心LAタワー30F
  - (2) 名称 クリーン工房・さいたま管理システム連合体
  - (3) 代表者 株式会社クリーン工房 代表取締役 川鍋 大二
- 3 指定する期間  
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

### 議案第238号 指定管理者の指定について（三橋総合公園等）

（所管課所・都市局みどり公園推進部北部公園整備課）

三橋総合公園等の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

#### 1 管理を行わせる施設

所在地	名称
西区三橋5丁目2番1ほか	三橋総合公園
西区、北区、大宮区及び見沼区内	その他北部無料公園

#### 2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 南区别所4丁目12番10号
- (2) 名称 公益財団法人さいたま市公園緑地協会
- (3) 代表者 理事長 渡邊 誠吾

#### 3 指定する期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

### 議案第239号 指定管理者の指定について（合併記念見沼公園等）

（所管課所・都市局みどり公園推進部北部公園整備課）

合併記念見沼公園等の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

#### 1 管理を行わせる施設

所在地	名称
大宮区天沼町1丁目941番1ほか	合併記念見沼公園
大宮区吉敷町1丁目120番1ほか	山丸公園
大宮区内	合併記念見沼公園及び山丸公園周辺の無料公園

#### 2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 南区别所4丁目12番10号
- (2) 名称 公益財団法人さいたま市公園緑地協会
- (3) 代表者 理事長 渡邊 誠吾

#### 3 指定する期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

### 議案第240号 指定管理者の指定について（さいたま新都心公園等）

（所管課所・都市局みどり公園推進部北部公園整備課）

さいたま新都心公園等の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

#### 1 管理を行わせる施設

所在地	名称
大宮区北袋町1丁目190番24ほか	さいたま新都心公園
大宮区内	さいたま新都心公園周辺の無料公園

#### 2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 南区别所4丁目12番10号
- (2) 名称 さいたま新都心公園まちづくりパートナーズ
- (3) 代表者 公益財団法人さいたま市公園緑地協会 理事長 渡邊 誠吾

3 指定する期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

**議案第241号 指定管理者の指定について（大和田公園等）**

（所管課所・都市局みどり公園推進部北部公園整備課）

大和田公園等の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

1 管理を行わせる施設

所在地	名称
見沼区大和田町1丁目32番1ほか	大和田公園
大宮区天沼町1丁目676番1ほか	天沼緑地
見沼区堀崎町12番1ほか	堀崎公園
見沼区堀崎町736番1ほか	堀崎中央公園
北区土呂町1丁目42番	土呂公園

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 南区别所4丁目12番10号
- (2) 名称 公益財団法人さいたま市公園緑地協会
- (3) 代表者 理事長 渡邊 誠吾

3 指定する期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

**議案第242号 指定管理者の指定について（大宮公園サッカー場）**

（所管課所・都市局みどり公園推進部北部公園整備課）

大宮公園サッカー場の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

1 管理を行わせる施設

- (1) 所在地 大宮区高鼻町4丁目地内
- (2) 名称 大宮公園サッカー場

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 東京都港区芝浦3丁目4番1号
- (2) 名称 NTTグループ・オリエンタルコンサルタンツ大宮公園サッカー場マネジメント共同事業体
- (3) 代表者 株式会社NTTファシリティーズ 常務取締役東日本事業本部長 小牟田 保

3 指定する期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

**議案第243号 指定管理者の指定について（下落合プール等）**

（所管課所・都市局みどり公園推進部南部公園整備課）

下落合プール等の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

1 管理を行わせる施設

所在地	名称
中央区下落合5丁目11番10号	下落合プール
緑区原山2丁目33番7号	原山市民プール

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 浦和区本太2丁目9番24号
- (2) 名称 株式会社ケント・コーポレーション
- (3) 代表者 代表取締役社長 森谷 行雄

3 指定する期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

**議案第244号 指定管理者の指定について（与野公園）**

（所管課所・都市局みどり公園推進部南部公園整備課）

与野公園の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

1 管理を行わせる施設

- (1) 所在地 中央区本町西1丁目1670番1ほか
- (2) 名称 与野公園

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 南区文蔵1丁目19番17号
- (2) 名称 大和リースグループ
- (3) 代表者 大和リース株式会社さいたま支店 支店長 古賀 章

3 指定する期間

令和6年4月1日から令和26年3月31日まで

**議案第245号 指定管理者の指定について（荒川総合運動公園等）**

（所管課所・都市局みどり公園推進部南部公園整備課）

荒川総合運動公園等の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

1 管理を行わせる施設

所在地	名称
桜区大字在家591番ほか	荒川総合運動公園
西区大字西遊馬3433番1ほか	西遊馬公園
西区大字宝来2022番1ほか	宝来運動公園
桜区大字田島3542番1ほか	桜草公園
桜区大字田島3513番1ほか	荒川彩湖公園

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 浦和区常盤5丁目2番18号
- (2) 名称 ARAKAWAスポーツパークJV
- (3) 代表者 アイル・コーポレーション株式会社 代表取締役 町田 哲雄

3 指定する期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

### 議案第246号 指定管理者の指定について（駒場運動公園）

（所管課所・都市局みどり公園推進部南部公園整備課）

駒場運動公園の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

- 1 管理を行わせる施設
  - (1) 所在地 浦和区駒場2丁目1番
  - (2) 名称 駒場運動公園
- 2 指定管理者に指定する団体
  - (1) 所在地 南区别所4丁目12番10号
  - (2) 名称 KOMABAスポーツパークJV
  - (3) 代表者 公益財団法人さいたま市公園緑地協会 理事長 渡邊 誠吾
- 3 指定する期間  
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

### 議案第247号 指定管理者の指定について（浦和総合運動場等）

（所管課所・都市局みどり公園推進部南部公園整備課）

浦和総合運動場等の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

- 1 管理を行わせる施設

所在地	名称
浦和区本太4丁目129番1ほか	浦和総合運動場
緑区大字三浦6836番1	三浦運動公園
浦和区常盤9丁目199番1ほか	浦和北公園
- 2 指定管理者に指定する団体
  - (1) 所在地 南区别所4丁目12番10号
  - (2) 名称 URAWAスポーツパークJV
  - (3) 代表者 公益財団法人さいたま市公園緑地協会 理事長 渡邊 誠吾
- 3 指定する期間  
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

### 議案第248号 指定管理者の指定について（沼影公園）

（所管課所・都市局みどり公園推進部南部公園整備課）

沼影公園の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

- 1 管理を行わせる施設
  - (1) 所在地 南区沼影2丁目7番35号
  - (2) 名称 沼影公園
- 2 指定管理者に指定する団体
  - (1) 所在地 浦和区本太2丁目9番24号
  - (2) 名称 株式会社ケント・コーポレーション
  - (3) 代表者 代表取締役社長 森谷 行雄
- 3 指定する期間

令和6年4月1日から令和7年6月30日まで

### 議案第249号 指定管理者の指定について（別所沼公園等）

（所管課所・都市局みどり公園推進部南部公園整備課）

別所沼公園等の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

#### 1 管理を行わせる施設

所在地	名称
南區別所4丁目1005番1ほか	別所沼公園
中央区新中里4丁目1275番ほか	与野中央公園
中央区八王子4丁目132番1ほか	八王子公園
中央区、桜区、浦和区及び南区内	その他南部無料公園

#### 2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 南區別所4丁目12番10号
- (2) 名称 公益財団法人さいたま市公園緑地協会
- (3) 代表者 理事長 渡邊 誠吾

#### 3 指定する期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

### 議案第250号 指定管理者の指定について（大崎公園等）

（所管課所・都市局みどり公園推進部南部公園整備課）

大崎公園等の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

#### 1 管理を行わせる施設

所在地	名称
緑区大字大崎3170番1ほか	大崎公園
緑区内	その他緑区無料公園

#### 2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 福岡県北九州市小倉北区大手町11番2号
- (2) 名称 株式会社ワールドインテック
- (3) 代表者 代表取締役 伊井田 栄吉

#### 3 指定する期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

### 議案第251号 指定管理者の指定について（さぎ山記念公園）

（所管課所・都市局みどり公園推進部南部公園整備課）

さぎ山記念公園の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

#### 1 管理を行わせる施設

- (1) 所在地 緑区大字上野田362番1ほか
- (2) 名称 さぎ山記念公園

#### 2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 緑区東浦和1丁目21番地3



- (2) 名 称 さぎ山記念公園ネットワーク共同企業体
- (3) 代表者 株式会社内田緑化興業 代表取締役 殿井 正仁

3 指定する期間

令和6年4月1日から令和26年3月31日まで

**議案第252号 指定管理者の指定について（岩槻温水プール等）**

（所管課所・都市局みどり公園推進部北部公園整備課）

岩槻温水プール等の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

1 管理を行わせる施設

所在地	名 称
岩槻区本丸3丁目17番2号	岩槻温水プール
大宮区寿能町2丁目519番地	大和田公園プール

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 東京都中央区日本橋堀留町2丁目1番1号
- (2) 名 称 シンコースポーツ株式会社
- (3) 代表者 代表取締役社長 石崎 健太

3 指定する期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

**議案第253号 指定管理者の指定について（岩槻文化公園等）**

（所管課所・都市局みどり公園推進部北部公園整備課）

岩槻文化公園等の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

1 管理を行わせる施設

所在地	名 称
岩槻区大字村国229番ほか	岩槻文化公園
岩槻区太田3丁目1番2ほか	岩槻城址公園
岩槻区大字長宮825番5ほか	川通公園
岩槻区諏訪4丁目4番	岩槻諏訪公園
岩槻区内	その他岩槻区無料公園

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 南区別所4丁目12番10号
- (2) 名 称 公益財団法人さいたま市公園緑地協会
- (3) 代表者 理事長 渡邊 誠吾

3 指定する期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

**議案第254号 当せん金付証票の発売について**

（所管課所・財政局財政部財政課）

令和6年度における当せん金付証票（宝くじ）を105億円の範囲内において発売するため、議決を求めるもの。

《道路議案》

議案第255号 市道路線の認定について

(所管課所・建設局土木部土木総務課)

(内容)

一 般	1 路線
開 発	7 路線
合 計	8 路線

議案第256号 市道路線の廃止について

(所管課所・建設局土木部土木総務課)

(内容)

一 般	2 路線
開 発	0 路線
合 計	2 路線

《人事議案》

議案第257号 人権擁護委員候補者の推薦について

(所管課所・総務局総務部総務課)

人権擁護委員候補者として推薦するため、意見を求めるもの。

氏 名	区 分
佐藤 久子	再任

議案第258号 人権擁護委員候補者の推薦について

(所管課所・総務局総務部総務課)

人権擁護委員候補者として推薦するため、意見を求めるもの。

氏 名	区 分
湯澤 覚	再任

議案第259号 人権擁護委員候補者の推薦について

(所管課所・総務局総務部総務課)

人権擁護委員候補者として推薦するため、意見を求めるもの。

氏 名	区 分
井山 道代	新任

議案第260号 人権擁護委員候補者の推薦について

(所管課所・総務局総務部総務課)

人権擁護委員候補者として推薦するため、意見を求めるもの。

氏 名	区 分
染谷 昌枝	新任

議案第261号 人権擁護委員候補者の推薦について

(所管課所・総務局総務部総務課)

人権擁護委員候補者として推薦するため、意見を求めるもの。

氏 名	区 分
山本 信二	新任